

ザイマックスグループ人権方針

1. 目的

人権尊重の考え方を明確にするため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、本方針を制定します。

2. 人権に関する基本的な考え方

当社は、「国際人権章典」や「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」に表明されている人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。

3. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員と従業員に適用します。

4. 事業活動を通じた人権の尊重

当社は、他者の人権を侵害しないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を最小化することに取り組みます。

5. 重要な人権課題

特に重要と考える人権課題に対する考え方は、以下の通りです。なお、この重要課題は、事業や社会情勢の変化などに応じて変わる可能性があるため、適宜見直します。

- ・ **安全で健康的な労働環境の確保**

労働時間や労働安全衛生などに関する法令を遵守し、従業員が健康かつ安全に働ける環境づくりに努めます。

- ・ **差別やハラスメント、その他不当な扱いの禁止**

人種、民族、性別、言語、宗教、政治的及びその他の意見、国籍又は社会的出自、財産、出生、その他 の状態（性的指向や健康状態、障害の有無）を含む、遂行すべき業務と何ら関係のない属性や雇用形態（正規・非正規）に基づく差別や不当な扱いを禁止します。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、職場でのあらゆる嫌がらせを認めません。

- ・ **外国人従業員の人権への配慮**

外国人従業員の人権に関し、適切な配慮を行います。

- ・ **個人情報の保護**

業務上の個人情報の取扱いに関しては、社内規程に従い厳正な管理・保護を行います。

6. 是正・救済

当社は、人権への負の影響を把握し、未然防止や改善などの取り組みを検討します。
当社において人権への負の影響を与える行為があった場合に、それについて通報・相談ができる内部通報制度を設置しています。

7. 取引先への要望

取引先のみなさまにおかれましては、本方針を支持いただき、当社グループと協働して人権尊重の取り組みを進めていただくことを要望します。

2024年3月制定

株式会社ザイマックス

代表取締役代表執行役員社長 吉本 健二